

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課・老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等の  
令和3年度における取扱いについて

計3枚（本紙を除く）

Vol.915

令和3年1月22日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3989)

FAX : 03-3595-4010

事務連絡  
令和3年1月22日

都道府県  
各指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課  
認知症施策・地域介護推進課  
老人保健課

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等の令和3年度における取扱いについて

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

令和3年1月18日に、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）等の改正について、社会保障審議会において諮問・答申がなされたところですが、令和3年度より、通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点からの特例措置を導入するなど、感染症・災害への対応力強化を図ることとしています。【別添】

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）でお示ししている請求単位数の特例及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第13報）」（令和2年6月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）の問1～3は、令和3年3月サービス提供分をもって廃止することといたします。なお、当該特例を適用し請求する場合の請求時効は、通常の請求と同様、2年です。

各都道府県におかれましては、内容について御了知いただくとともに、管内市町村、サービス事業者等へ周知をお願いいたします。

なお、その他の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、当面の間は変更の予定はありません。変更を行う場合は改めて周知いたします。

**■ 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築****(1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進****○ 感染症対策の強化**

介護サービス事業者に、**感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める**観点から、以下の取組を義務づける。

- ・ **施設系サービス**について、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
- ・ **その他のサービス**について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

(※3年の経過措置期間を設ける)

**○ 業務継続に向けた取組の強化**

**感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築**する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、**業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等**を義務づける。

(※3年の経過措置期間を設ける)

**○ 災害への地域と連携した対応の強化**

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機等の例を参考に、**訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携**に努めなければならないこととする。

**○ 通所介護等の事業所規模別の報酬に関する対応**

通所介護等の報酬について、感染症や災害等の影響により利用者が減少等した場合に、**状況に即した安定的なサービス提供を可能とする**観点から、**足下の利用者数に応じて柔軟に事業所規模別の各区分の報酬単価による算定を可能**とするとともに、**臨時的な利用者の減少に対応するための評価を設定**する。

## 通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

- 通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、以下の特例措置を設ける。

(通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護)

### 規模区分の変更の特例

- より小さい規模区分がある大規模型について、事業所規模別の報酬区分の決定にあたり、前年度の平均延べ利用者数ではなく、延べ利用者数の減が生じた月の実績を基礎とすることができることとする。【通知改正】

※ 利用者減の月の翌月に届出、翌々月に適用。

### 同一規模区分内で減少した場合の加算

- 延べ利用者数の減が生じた月の実績が前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合、3か月間(注1)、基本報酬の3%の加算を行う(注2)。【告示改正】

※ 利用者減の月の翌月に届出、翌々月に適用。

なお、現下の新型コロナウイルス感染症の影響による前年度の平均延べ利用者数等から5%以上の利用者減に対する適用にあたっては、年度当初から即時的に対応を行う。

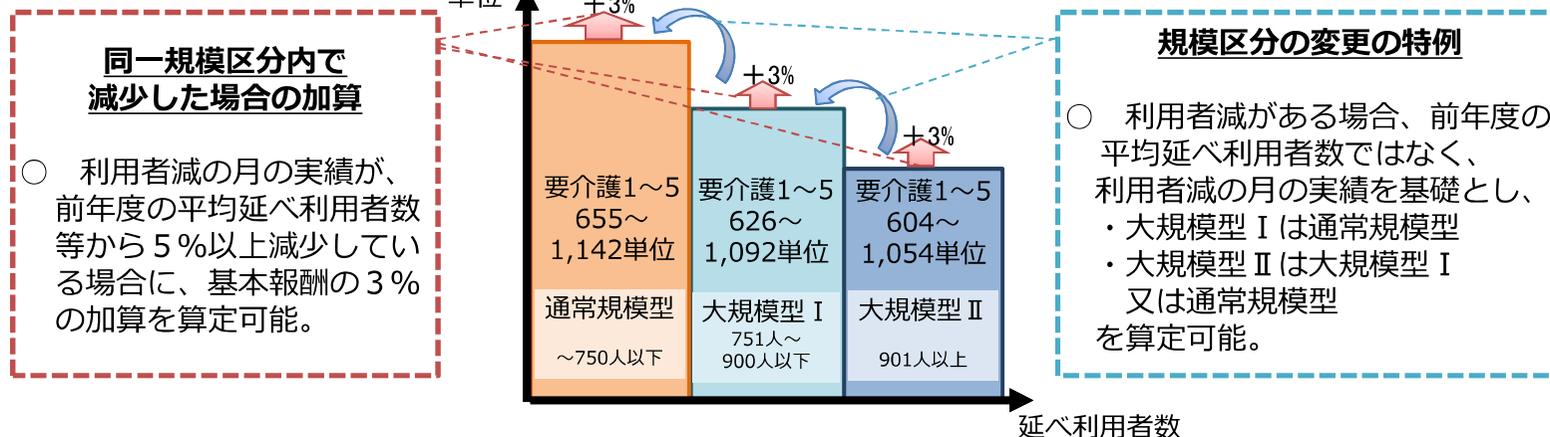
(注1)利用者減に対応するための経営改善に時間を要するその他の特別の事情があると認められる場合は、一回の延長を認める。

(注2)加算分は区分支給限度基準額の算定に含めない。

### 【通所介護の場合】

(7時間以上8時間未満の場合)

(※)「同一規模区分内で減少した場合の加算」「規模区分の変更の特例」の両方に該当する場合は、後者を適用。



(注) 通所系サービスの二区分上位の特例等(令和2年6月より実施)については、上記の対応が実施されるまで(令和3年3月末まで)とする。

長野市広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市の自主財源の確保及び地域経済の活性化を図るため、市の財産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を有料で掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の財産等をいう。

ア 広報ながの

イ 市の公式ホームページ

ウ その他市長が広告掲載を適当と認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を有料で掲載することをいう。

(広告の範囲)

第3 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載してはならない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第1項に規定する風俗営業に該当するもの又はこれに類似するもの

(5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

(6) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(7) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(広告主の制限)

第4 未納に係る市税がある者は、広告主となることができない。

(広告掲載の順位)

第5 広告掲載は、次の各号に掲げる順位により行う。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体その他の公共団体、公益法人及びこれらに類する者に係る広告

(2) 民間企業等で、公共性の高いものに係る広告

(3) 民間企業等で、市内に事業所等を有するものに係る広告

(4) 前3号以外の広告

(広告の規格等)

第6 広告の規格、枠数、掲載位置等については、広告媒体ごとに市長が別に定める。

2 広告掲載は、当該広告媒体の用途又は目的を妨げることがないように、十分配慮して行わなければならない。

(広告の募集方法等)

第7 広告の募集方法、予定価格、選定方法、申込者への通知等については、広告媒

体ごとに市長が別に定める。

- 2 広告の募集等は、広告代理店等を介して行うことができる。
- 3 指定管理者が自主事業として行う広告掲載については、市長が別に定める。  
(広告主の責任)

第8 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第9 広告掲載は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこれを取り消すことができるものとする。

- (1) 市が指定する期日までに広告料その他の料金が納付されないとき。
- (2) 市が指定する期日までに広告原稿が提出されないとき。
- (3) その他広告掲載に支障があると市長が認めるとき。

(広告料等の還付)

第10 既に納付された広告料その他の料金は、還付しないものとする。ただし、市の責めに帰すべき事由により広告掲載ができなかった場合は、この限りでない。

(長野市広告審査委員会)

第11 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、長野市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員で組織する。
- 3 委員長は企画政策部長とし、委員は次に掲げる職にある者を充てる。  
総務部庶務課長 総務部公有財産活用局管財課長 企画政策部広報広聴課長 財政部財政課長 地域・市民生活部人権・男女共同参画課長 商工観光部商工労働課長 都市整備部都市政策課長
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 7 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 8 前2項の規定にかかわらず、委員長は、必要に応じ、回議により審査をすることができる。
- 9 委員長は、審査に関係がある課長又は関係者を委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 10 委員会の庶務は、企画政策部広報広聴課が行う。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## ◎ 広告掲載基準（掲載できない広告の具体例）

要綱第3各号の項目	掲載できない広告の具体例
(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別法により表現内容等に禁止事項があるもの 医療法 柔道整復師法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律</li> <li>・ 不当景品及び不当表示防止法による誇大広告の規制</li> <li>・ 長野市屋外広告物条例による屋外広告物の規制</li> </ul>
(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの	<p>「公の秩序」 → 国家・社会の秩序や一般的利益 「善良の風俗」 → 社会の一般的道徳観念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いかがわしい表現や乱暴な文言を用いたもの</li> <li>・ 個人や他企業等を誹謗中傷するもの</li> <li>・ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの</li> </ul>
(3) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過剰な利益追求を内容とするもの</li> <li>・ 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの</li> <li>・ 市が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの</li> </ul>
(4) 風営法第2条第1項に規定する風俗営業に該当するもの及びこれに類似する営業に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業</li> <li>・ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、国家公安委員会規則により計った営業所内の照度を10ルクス以下として営むもの</li> <li>・ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5㎡以下である客席を設けて営むもの</li> <li>・ まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他施設を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊戯をさせる営業</li> <li>・ スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊戯設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれがある遊戯に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊戯設備により客に遊戯をさせる営業</li> </ul>
(5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公職選挙法に抵触するおそれがあるもの</li> <li>・ 政党等の講演会等に関するもの</li> <li>・ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの</li> <li>・ 布教、義捐金募集等による宗教活動に類するもの</li> <li>・ 個人又は法人等の名刺広告</li> <li>・ 個人、団体等の主義主張に関するもの（意見広告）</li> </ul>

<p>(6) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水着姿及び裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの</li> <li>・暴力又はわいせつ性を連想させるもの</li> </ul>
<p>(7) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないとして市長が認めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債権の取立、示談引受けなどをうたったもの</li> <li>・氏名、写真、商標、著作物等が無断で使用したもの</li> <li>・ギャンブルに係るもの</li> <li>・消費者金融に係るもの</li> <li>・たばこに係るもの</li> <li>・社会問題を起こしている業種や事業者に係るもの</li> <li>・消費者被害の未然予防等の観点から適切でないもの</li> <li>・良好な景観又は風致を害するおそれのあるもの</li> <li>・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの</li> <li>・責任の所在が不明確なもの</li> <li>・内容が不明確なもの</li> <li>・虚偽又は誤認されるおそれがあるもの (誤認の例)</li> <li>1 広報記事と紛らわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの</li> <li>2 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位又は有利であるような表現のもの</li> <li>3 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格などを引用して権威づけようとするもの</li> <li>4 取引などに関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位又は有利であるような表現のもの</li> </ul>

(平成28年6月23日更新)

2 高第 1679 号  
令和 3 年 2 月 5 日

洪水による浸水区域内、又は土砂災害警戒区域内にある  
要配慮者利用施設の施設管理者 様

長野市長 加藤 久雄  
(高齢者活躍支援課介護施設担当)

#### 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び訓練の実施について

日頃は、本市福祉行政に対しまして格段なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は避難確保計画の作成と避難訓練の実施が水防法及び土砂災害防止法で義務付けられております。

長野市では令和 3 年 3 月 31 日を避難確保計画の届け出の期限としておりますので、未届けの施設におかれましては、早期に計画を作成いただき、下記所管課へ提出していただくようお願いいたします。

また、既に計画を作成提出済み及び未届け施設の管理者等は、訓練の実施報告につきましても、下記のとおり報告をお願いいたします。

ご不明な点は下記担当までお問合せくださいますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 長野市ホームページの避難確保計画関連情報の掲載場所

掲載先：[トップページから／組織でさがす／総務部 危機管理防災課／要配慮者利用施設の避難確保計画策定等の義務付けについて](#)

参照資料：①要配慮者利用施設管理者向けパンフレット

②既存の計画への追記による避難確保計画の作成

③要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き

④要配慮者利用施設一覧

(事業所名が掲載されていない場合はお問い合わせください。)



#### 2 提出期限

##### (1) 避難確保計画 2部

(未届けの施設又は修正指示を受けた後に再提出をしていない施設)

令和 3 年 3 月 31 日

##### (2) 訓練実施報告書 (別添の訓練実施報告様式)

令和 3 年 3 月 31 日

### 3 提出先

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課の窓口へ直接または郵送

<送り先> 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番 長野市役所 高齢者活躍支援課

※消防計画を用いて作成した計画書は、所轄の消防署、分署、出張所へ提出してください。

「訓練実施報告書」のみ提出の場合はFAX、Emailでの提出をお願いします。

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課

担当： 青沼・宇賀神

電話：224-5094 FAX：224-5126

Mail：kourei@city.nagano.lg.jp

長野市総務部危機管理防災課

担当：神保

電話：224-5006 FAX：224-5109

Mail：kikibousai@city.nagano.lg.jp

令和 年 月 日

長野市長 あて

## 訓練実施報告書

施設名称 ※1	
施設所在地	
担当者氏名	
電話番号	

下記のとおり、水防法第15条の3又は土砂災害防止法第8条の2に基づき、避難確保計画に定めた訓練を実施したので報告します。

訓練実施日	令和 年 月 日	実施場所	
訓練時間	時 分から 時 分まで	天候	
訓練参加人数	施設職員 人	施設利用者 人	
訓練想定 (丸をつけてください)	洪水 土砂災害		
訓練内容 (実施した訓練の項目 ひとつ以上に 概要を記載)	情報伝達訓練		
	非常招集訓練		
	避難訓練		
	図上訓練		
	その他		
所見			
避難確保計画 修正の有無 (丸をつけてください)	有 無 (修正項目: )		

※1 同一敷地内等に所在する複数の施設・事業所で合同の訓練を実施した場合は、「施設名称」の欄へ全ての施設名を記載してください。

※ 防災研修の実施報告は必要ありません。

※ 毎年度3月31日までに、所管課へ報告してください。

書き方  
見本

令和 年 月 日

長野市長 あて

訓練実施報告書

施設名称 ※1	特別養護老人ホーム 〇〇〇 デイサービス〇〇
施設所在地	長野市〇〇2-5-7
担当者氏名	施設長 〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり、水防法第15条の3又は土砂災害防止法第8条の2に基づき、避難確保計画に定めた訓練を実施したので報告します。

訓練実施日	令和 〇 年 〇 月 〇 日	実施場所	施設内
訓練時間	〇時 〇分から 〇時 〇分まで	天候	晴れ
訓練参加人数	施設職員 〇〇人	施設利用者	〇人
訓練想定 (丸をつけてください)	洪水 土砂災害		
訓練内容 (実施した訓練の項目 ひとつ以上に 概要を記載)	情報伝達訓練	台風情報や避難情報をスタッフ全員に伝達した	
	非常招集訓練	LINE と一斉メールにより招集訓練を行った	
	避難訓練	避難場所まで実際に避難した	
	図上訓練	避難時の危険個所を地図上で確認する訓練を行った	
	その他	保護者・家族への引き渡し訓練を行った	
所見	・情報伝達がスムーズにできた ・避難に時間がかかった ・備蓄品に不足するものがあった		
避難確保計画 修正の有無 (丸をつけてください)	有 無 (修正項目: 体制確立の判断時期・備蓄品)		

※1 同一敷地内等に所在する複数の施設・事業所で合同の訓練を実施した場合は、「施設名称」の欄へ全ての施設名を記載してください。

※ 防災研修の実施報告は必要ありません。

※ 毎年度3月31日までに、所管課へ報告してください。

電子メール・FAX送信表（長野市）  
高齢者活躍支援課 介護施設担当 あて  
FAX番号 026-224-5094  
電子メール kourei@city.nagano.lg.jp

## 令和3年度介護報酬改定等に関する質問票

事業所名	
事業所番号	
担当者氏名	
電話番号	

質問を、下記に記入してください。

項目	内容

※ 質問用紙が不足する場合は、適宜作成願います。

## 長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

# 巣ごもりで「ダイエット食品など」 購入に注意！

外出自粛でダイエット食品やサプリを摂取して、健康被害を訴える声が増えています。

ダイエット食品やサプリは、販売する際に医薬品としての承認がありません。安全性が担保されているか、分からない商品が多いです。定期購入を契約して、じんましんが発症して解約する場合、「医師の診断書」が必要となる場合があります。

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」、「見守り」を日頃から行い、消費者被害は未然に防止する・被害に気づいていない人に、気づかせる機会を設けてください。
- 「新型コロナワクチン先行して接種できる」などの電話に注意してください。

## ～不安を感じたら迷わず電話～

- ◆ 長野市消費生活センター 224-5777  
(消費者ホットライン 188)
- ◆ 長野中央警察署 244-0110
- ◆ 長野南警察署 292-0110  
(警察相談専用電話 #9110)

【発行元】長野市地域・市民生活部  
市民窓口課 消費生活センター  
〒380-0835 長野市大字南長野新田町 1485-1  
長野市もんぜんぶら座 4階

# 魅力ある職場づくりのための経験交流会

日時 令和3年2月26日（金）13:30～16:30

場所 松本市浅間温泉文化センター

松本市浅間温泉2-6-1 TEL:0263-46-2654

参加費

無料

## 特別講演

## 介護保険制度の動向と介護サービス事業者の運営

～2021年4月改正と新型コロナウイルス感染症対策を巡って～

高野 龍昭 氏 東洋大学ライフデザイン学部准教授

医療ソーシャルワーカーや老人保健施設の相談員、在宅介護支援センターの社会福祉士、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）など、通算19年の相談援助の実践を重ねたあと、2005年に東洋大学の教員に転じる。介護保険制度・介護システムとケアマネジメント実践に研究と教育の軸足を置き、介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士の養成に携わる。各種メディアでのコメント出演など多数。1964年・島根県生まれ。著書に『これならわかるくすきり図解>介護保険第3版』（翔泳社）他。



## 事例紹介

### 【事例Ⅰ より良い職場づくりを目指すストレスケアの方向性】

支援サポーター : (一社)しなの経営労務支援センター

代表理事 田中 勇司 氏



田中 勇司 氏

### 【事例Ⅱ 外部講師による研修効果】

支援サポーター : よつば総合事務所

社会保険労務士 柳田 松美 氏



柳田 松美 氏

### 【事例Ⅲ 魅力ある職場づくりに向けた目標管理制度！】

支援サポーター : 春日直哉社会保険労務士事務所

代表 春日 直哉 氏



春日 直哉 氏

【お問合せ・お申込先】

公益財団法人介護労働安定センター 長野支部 担当:北沢  
〒380-0836 長野市南県町1082 ND南県町ビル5F  
TEL:026-232-0898 FAX:026-232-0906



FAX : 026-232-0906  
(公財) 介護労働安定センター長野支部 行

## 魅力ある職場づくりのための「経験交流会」 参加申込書 (無料)

令和 3 年 月 日

### ◆ プログラム【令和3年2月26日 (金) 13:30～】

特別講演	13:40-15:20	東洋大学ライフデザイン学部准教授	高野 龍昭 氏
事例発表	15:30-15:50	(一社)しなの経営労務支援センター 代表理事	田中 勇司 氏
	15:50-16:10	よつば総合事務所 社会保険労務士	柳田 松美 氏
	16:10-16:30	春日直哉社会保険労務士事務所代表	春日 直哉 氏

注) 交流会の進行時間等の都合により上記時間は変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。

### ◆ 参加申込書

法人名			
事業所名			
住 所	(〒 - )		
TEL・FAX	TEL	FAX	
参加者	役名	氏名	
	役名	氏名	
	役名	氏名	

お申し込みいただきました参加者の個人情報は、当センターの個人情報管理基本方針(プライバシーポリシー)に基づき厳重に管理致します。  
なお、個人情報管理規定につきましては、右記URLを参照ください。 [URL] <http://www.kaigo-center.or.jp/privacy.html>

上記『参加申込書』を当センターにFAXいただきますと「セミナー受付番号のご案内」をFAXさせていただきます。『経験交流会』当日は、「セミナー受付番号のご案内」をご持参の上、受付までお越しください。

なお、定員(100名) になり次第、締め切らせていただきます。その際は、別途ご連絡させていただきます。

【お問合せ・お申込先】



公益財団法人 介護労働安定センター 長野支部 担当 : 北沢  
〒380-0836 長野市南県町1082 ND南県町ビル5F  
TEL : 026-232-0898 FAX : 026-232-0906  
E-mail : nagano@kaigo-center.or.jp

---

☆「NEDO 福祉用具オンラインマッチング 2021」のご案内

本イベントは、NEDO の支援により開発した福祉・介護分野の製品・サービスを開発した事業者と、新たなビジネスチャンスや製品の導入を検討している皆様がマッチングし、イノベーションを創出するための出会いの場所です。ご多用中恐縮ではございますが、多くの皆様のご参加をお待ちしております。

---

◆◆◆

【開催概要】

- ◆ 開催期間 : 2021 年 1 月 25 日 (月) ~2021 年 2 月 26 日 (金)
- ◆ マッチング会 : 2021 年 2 月 4 日 (木) ・5 日 (金) 9 : 00~18 : 00 (予定)
- ◆ 対象 : 介護・福祉・保健施設関係者、病院関係者および医療従事者、福祉機器メーカー・販売企業、VC、自治体関係者その他一般を含む介護・福祉学校の学生など
- ◆ 会場 : オンライン開催のみ (開催期間を通じて、動画の配信を行います)
- ◆ 出展企業 : 株式会社 aba/エクスポート・ジャパン株式会社/株式会社エンファシス/  
有限会社オフィス結アジア/株式会社徳田義肢製作所 (順不同)

※開催期間中いつでも、出展企業のプレゼンテーション動画、製品・サービスの魅力が分かる PR 動画が視聴できるほか、担当者とのマッチング会にもご参加いただけます。

【お申し込み方法】

参加費は無料ですが、事前登録が必要です。以下のイベント開催案内ページからお申し込み下さい。

<https://fukushi-online.nedo.go.jp>

【お問い合わせ】

イベント運営事務局

株式会社藍通(URL : <http://www.aitoo.jp>) 担当 : 田畑 純

〒102-0045 東京都港区麻布十番 3-10-12

tel 03-5441-1241 直通 070-2610-6660 e-mail : [j-tabata@aitoo.jp](mailto:j-tabata@aitoo.jp)

主催

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) イノベーション推進部

〒212-8554 川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー 20F

tel 044-520-5175 e-mail : [fukushi@nedo.go.jp](mailto:fukushi@nedo.go.jp)

---

◆◆◆



参加  
無料

# NEDO 福祉用具 ONLINE マッチング 2021



2021.1.25 (Mon) - 2.26 (Fri)

マッチング会 2021.2.4 (Thu) ・ 2.5 (Fri)

NEDO が支援をした福祉・介護分野における画期的な製品・サービスについて、開発した事業者と新たなビジネスチャンスや製品の導入を検討している企業等とのマッチングを後押し、イノベーションを創出することを目的とした、オンライン（Web）によるビジネスマッチング会を開催します。

企業ご担当者様に限らず、関連団体・施設・自治体関係者様、その他一般の皆様等、どなたでもご参加いただけます。NEDO 事業者または福祉・介護分野の先進的な技術にご関心のある方々にとっては、大変有益なものと考えておりますので奮ってご参加ください。



専用申込ページ

<お申し込みは、専用申込ページから>  
<https://fukushi-online.nedo.go.jp>

※本イベントは事前申し込みが必要となります。参加費は無料です。

上記 URL または、左記 QR コードからお申し込みください。

※事前にお申し込みいただいた方に、視聴用 URL（Eventhub）を送付します。

※申し込み受付は、2021 年 1 月 8 日（金）から 2 月 26 日（金）までとなります。

## 出展企業

※開催期間中いつでも、出展企業のプレゼンテーション動画、製品・サービスの魅力が分かる PR 動画が視聴できるほか、担当者とのマッチング会にもご参加いただけます。



株式会社 aba  
「helppad」



株式会社エンファシス  
「アイススイッチ」



エクスポート・ジャパン株式会社  
「Accessible Code」



株式会社徳田義肢制作所  
「switch knee」  
「Modular Leg Brace NEO」



有限会社オフィス結アジア  
「指伝話」

主催：国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）イノベーション推進部  
問い合わせ先：044-520-5175（TEL） [fukushi@nedo.go.jp](mailto:fukushi@nedo.go.jp)（Mail）